

登録申込書

1 新規 2 抹消 3 変更

※ 当てはまるところに「○」を記載して下さい。

電動車いす

登録(申込)年月日	年 月 日
登録番号	第 号
メーカー名	
車名	
車体番号	
車体色 ※該当する箇所に○印	白・黒・灰・紫・青 緑・黄・茶・橙・赤 その他 ()
利用形態 ※該当する箇所に○印	1 購入(新車・中古車) 2 レンタル
事業所	担当 ()
備考	

(裏面「申込者」欄につづく)

電動車いすの正しい使用方法

- 道路を通行するときは、
歩行者と同じ通行方法で!
(原則、右側通行)
- 道路を横断するときは、
道路に対して直角に横断
(斜め横断禁止!)
- 歩行者等とすれ違うときは、
安全な間隔をとる
(電動車いすは、幅が広い!)
- 電柱などの障害物を避けるときは、
まず、周囲の安全確認
- 踏切の通過は、
できるだけ線路に対して直角に横断



危険な場所での通行は避けましょう

- ◎急な坂道 ◎大きな段差
- ◎大きな溝 ◎急な傾斜地
- ◎その他危険な場所など
 - 防護柵のない側溝や路肩付近
 - 凍結している道路や雪道
 - 風が強い日や霧が深い日
 - ぬかるみのある場所
 - 凹凸の激しい場所
 - 交通量の多い場所
 - 混雑している場所
 - 夜間 など



電動車いす 登録制度



登録料
無料



石川県

登録制度の概要

【目的】

電動車いすの安全かつ健全な利用を促進し、交通事故等の防止を図るとともに、電動車いすの盗難防止並びに盗難に遭い又は遺失した電動車いすの早期発見に資することを目的としています。

【電動車いすとは…】

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の3に規定する車いすで原動機を用い、道路交通法施行規則で定める基準に該当するものをいいます。

【登録者には】

- 交通事故の防止を図るため、電動車いすの**交通安全講習の開催案内**などを送付します。(参加は任意です。)
- 電動車いすの盗難防止及び盗難などで遺失した電動車いすを早期に発見するため、**ひやくまんさんの電動車いす登録票**をお送りします。電動車いすに取り付けてください。



【登録】

- 石川県内にお住いの電動車いす利用者は、登録を受けることができます。※電動車いす利用者電動車いすを所有し、又は借り受けて使用している方です。
- 登録の有効期間は、10年です。
- 登録に係る手数料は無料です。

【登録情報の取扱い】

氏名・住所等の知り得た登録情報は、適正に管理し、下記の場合にのみ使用します。

- ・交通安全講習の案内、交通安全・防犯啓発チラシの送付
- ・盗難又は遺失で発見された場合の連絡
- ・メーカーからの回収・修理の連絡 など

登録制度の流れ

電動車いす利用者

石川県内に居住する方で、電動車いすを所有、レンタルで使用している方

登録申込み

電動車いす登録協力事業所

県のホームページの一覧表に記載されている、電動車いすの登録制度に協力する電動車いす販売店及びレンタル店等

書類送付

石川県（生活安全課）

案内・情報提供

交通安全講習の案内
交通、防犯情報の提供等

申込者

住所	(〒 -) 市・郡 町
フリガナ	
お名前	(姓) (名)
性別	男・女
生年月日	年 月 日
電話番号 (自宅など)	() -
電話番号 (携帯電話)	() -
参考事項	※緊急連絡先など 参考にできる ことを記載して ください。

問合せ先：石川県生活安全課 (076) 225-1387

キリトリ線